

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第28号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)から(13)まで <省略> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>年額16,881円</u> とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>16,881円</u> 」とあるのは、「 <u>24,984円</u> 」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1	(保険料率) 第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)から(13)まで <省略> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>年額21,946円</u> とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>21,946円</u> 」とあるのは、「 <u>33,425円</u> 」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1

<p>号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16,881円</u>」とあるのは、「<u>47,267円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <省略> (延滞金)</p> <p>第9条 <省略></p> <p>2 <u>市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合は、前項の延滞金額を減免することができる。</u></p>	<p>号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,946円</u>」とあるのは、「<u>48,955円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 <省略> (延滞金)</p> <p>第9条 <省略></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例（以下「新条例」という。）第3条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。